

### 第3次犯罪被害者等基本計画の概要

#### <犯罪被害者等基本計画>

政府が総合的かつ長期的に講ずべき、犯罪被害者等のための施策の大綱等を定める基本的な計画  
(犯罪被害者等基本法第8条)

#### 計画期間

平成28年4月1日～平成32年度末(5か年)

## 基本方針

- ① 尊厳にふさわしい処遇を権利として保障すること
- ② 個々の事情に応じて適切に行われること
- ③ 途切れることなく行われること
- ④ 国民の総意を形成しながら展開されること

## 推進体制

- ① 国の行政機関相互の連携・協力
- ② 地方公共団体との連携・協力
- ③ その他様々な関係機関・関係者との連携・協力
- ④ 犯罪被害者等の意見の施策への適切な反映
- ⑤ 施策策定過程の透明性の確保
- ⑥ 施策の実施状況の検証・評価・監視等
- ⑦ フォローアップの実施
- ⑧ 犯罪被害者等基本計画の見直し

## 重点課題に係る具体的施策

※ 主に新規の施策について記載

### 第1 損害回復・経済的支援等への取組

- ・ 加害者の損害賠償責任の実現に向けた調査の実施(警察庁)
- ・ 犯罪被害給付制度に関する検討(警察庁)
- ・ カウンセリング等心理療法の費用の負担軽減(警察庁)
- ・ 預保納付金の活用(金融庁、財務省、警察庁)
- ・ 海外での犯罪被害者に対する経済的支援(警察庁、外務省)
- ・ 被害直後及び中期的な居住場所の確保(警察庁、厚生労働省)
- ・ 性犯罪被害者等に対する自立支援及び定着支援(厚生労働省)
- ・ 被害回復のための休暇制度の周知・啓発(厚生労働省)

### 第2 精神的・身体的被害の回復・防止への取組

- ・ PTSD治療に係る自立支援医療制度の利用の周知(厚生労働省)
- ・ 警察における性犯罪被害者に対するカウンセリングの充実(警察庁)
- ・ ワンストップ支援センターの設置促進(内閣府、警察庁、厚生労働省)
- ・ 判決確定・保護処分決定後の加害者に関する情報の犯罪被害者等への提供の適正な運用(法務省)
- ・ 警察における再被害防止措置の推進(警察庁)
- ・ 犯罪被害者等に関する情報の保護(警察庁、総務省、法務省、国土交通省)
- ・ 再被害防止のための安全確保方策の検討(内閣府、警察庁、法務省)
- ・ 職員等に対する研修の充実等(内閣府、警察庁、法務省、厚生労働省)
- ・ 被害児童からの事情聴取における配慮(法務省、警察庁、厚生労働省)

### 第3 刑事手続への関与拡充への取組

- ・ 告訴に対する適切な対応(警察庁、法務省)
- ・ 医療機関における性犯罪被害者からの証拠採取等の促進(警察庁)
- ・ 刑事の手続等に関する情報提供の充実及び司法解剖に関する遺族への適切な説明等(警察庁、法務省)
- ・ 犯罪被害者等の意向を踏まえた証拠物件の適正な返却又は処分の推進、証拠品の適正な処分等(警察庁、法務省)

### 第4 支援等のための体制整備への取組

- ・ 地方公共団体における総合的対応窓口等の充実の促進(警察庁)
- ・ 地方公共団体における専門職の活用及びこれらとの更なる連携・協力の充実・強化(警察庁)
- ・ 性犯罪被害に遭った児童生徒への対応の充実(文部科学省)
- ・ 警察における相談体制の充実等(警察庁)
- ・ 公共交通事故被害者への支援(国土交通省)
- ・ 児童虐待防止対策に関する調査研究(厚生労働省)
- ・ 預保納付金の活用(金融庁、財務省、警察庁)

### 第5 国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組

- ・ 一般国民に対する効果的な広報啓発の実施(警察庁)
- ・ 被害が潜在化しやすい犯罪被害者等に対する相談体制の充実及び理解の促進(内閣府、警察庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省)
- ・ 若年層に対する広報・啓発(内閣府)

(出典：平成28年版 犯罪被害者白書)